

各県立学校長 様

保 健 体 育 課 長  
高 等 学 校 課 長  
特 別 支 援 教 育 課 長

6 月 1 日以降における県立学校の部活動等の対応方針について（通知）

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、本県の新型コロナウイルス感染症については、減少傾向に転じ始めましたが、依然『警戒（オレンジ）』の状態が続いており、引き続き感染症対策の徹底が求められております。

つきましては、6 月 1 日以降の部活動の対応を下記のとおりといたしますので、教職員へ周知のうえ、適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、この通知の対象期間は、6 月 30 日（木）までとしますが、感染状況によっては別途対応方針を通知いたします。

記

項 目	対 応 方 針
公式戦等	○県内外の公式戦等に参加する場合は、参加者の大会前 2 週間及び大会後 1 週間の健康観察を徹底すること。
練習試合等	○県内校との練習試合については、管理職が事前に連絡を取り合い、慎重に判断すること。 ○県外校との練習試合については、令和 3 年 12 月 8 日付け 3 高保体第 810 号通知の別紙 1「コロナ禍における県立学校の県外校との練習試合等の対応について」に基づき実施すること。 <b>○宿泊を伴う活動についても校長の判断により認める。ただし、実施する場合は感染状況を十分に考慮すること。</b>
活動時間等	○平日は 2 時間程度、週休日等は 3 時間程度とする。ただし、 <b>1 か月以内に公式戦・発表会等への参加が決まっている場合は、校長の判断により、平日は 3 時間程度、週休日等は 4 時間程度とする。</b>
その他	○活動を実施する場合は、生徒・保護者の意向を確認し、その意思を尊重すること。 ○部室や更衣室での更衣、準備や片付け、ミーティングの際は必ずマスクを着用すること。 <b>ただし、活動時も含め、マスクの着用が健康被害（熱中症等）に繋がる恐れがある場合は、感染症対策を講じたうえで、マスクを外すこと。</b> ○活動中に昼食を挟む場合は、黙食を徹底すること。 ○部活動前後の集団での飲食や部室等共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での感染対策を徹底すること。 ○手洗い、うがい、手指消毒、換気等、感染防止対策を十分に講じること。

※部活動以外の学校教育活動については、令和 4 年 4 月 5 日付け 4 高保体第 21 号通知「新学期における県立学校の学校教育活動の対応方針について」に基づき対応をすること。

【担当】

保 健 体 育 課 田邊、池田、山岡 (TEL:088-821-4900)  
廣田、池本、山中 (TEL:088-821-4928)  
高 等 学 校 課 岩河、東岡 (TEL:088-821-4907)  
特 別 支 援 教 育 課 谷澤、平地 (TEL:088-821-4741)

【分類番号 05-04-0009】